

教育機関における著作権の基礎と運用
－平成30年改正に関する著作権法第35条－

参考資料

① 「思想又は感情」を表現したものであること

- 人間の考えや思いが関わっていること、即ち、著作者自身の精神的活動の表現であることが必要
- 客観的事実、事象そのもの
ex)防犯カメラで撮影された写真
- 産業上利用されるマーク
ex)2020年東京オリンピックのエンブレム・ロゴマーク



⇒だれが作成しても同じ表現内容となるものは著作物でない。

ex) 新聞に掲載された訃報→著作物でない。

新聞の記事→著作物となり得る場合。

② 「創作的」により表現されたものであること

- 何らかの知的活動の結果、作品に個性又は独自性が必要
- 独自の創作で足りる⇔特許法・実用新案法・意匠法（新規性＝新しさ）

⇒『独自に創作すれば著作物たり得る』

ex) プロの画家が描いた絵画
アマチュアが描いた絵画

③ 「表現」したものであること

- 頭の中にあるアイデア自体を保護するものではなく、考えや思いを外部に表現したものを保護

→著作者の表現において具体的形式を要求

ex) 小説のあらすじ、キャラクターの特徴の構想段階（アイデアの段階）では不可

- 表現内容（思想）自体ではない。

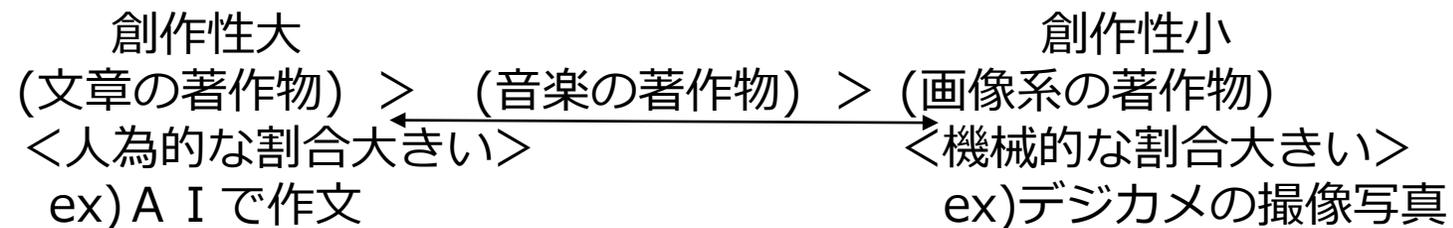
ex) 夏目漱石「吾輩は猫である」・・・猫の視点から見た人間の様子を物語化

④表現した「もの」であること

- 具体的な有体物である必要がない
原稿無しの講演
ジャズ等の即興演奏曲（ジャムセッション）
- 作風、画風の真似
ex) ピエト・モンドリアン, ゴッホ, ピカソ
- （作風・画風） + （構図・コンポジション）の真似

⑤「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であること

- 文化の範囲に限定される、産業の範囲にのみ属する純粹工業製品は不可
ex) 刺身包丁は不可
- 芸術的…純粹美術（鑑賞を目的とし、実用性を有しないもの）
ex) 人間国宝の製作、一品製作
- 機能的…応用美術（それ自体が実用品、若しくは実用品と結合したもの）
ex) 工業デザイナーの製作、大量生産
- 芸術的と機能的との区別…不明確・判断困難
- 判断基準…創作性の軽重



- i)小説、脚本、論文、講演、その他の言語の著作物
事実の伝達にすぎない雑報、時事の報道、
裁判傍聴記（知財高判平20.7.17「ライブドア裁判傍聴記事件」）、
スローガン（東京高判平13.10.30「交通標語事件」）
ex) 人事異動、訃報の記事

- ii) 音楽の著作物
 - ・ 楽曲
 - ・ 歌詞
 - ・ 有形・無形

- iii) 舞踊または無言劇の著作物
 - ・ 演じられた舞踊そのものは実演（2条1項3号）
 - ・ 無言劇・・・パントマイムのこと

iv) 絵画、版画、彫刻、その他の美術の著作物

- 美術工芸品を含む（2条2項）…平面的、立体的（彫刻）を含む
- 美術工芸品以外（即ち、応用美術）は論点となっている。

ex)印刷用書体（タイプフェイス）…著作物性無し（最判平12.9.7「ゴナU事件」）

ex)学校の教室用の椅子…著作物性無し（最判平3.3.28「ニーチェア事件」）

ex)家具用の天然木目の化粧紙…著作物性無し（東京高判平3.12.17「相化粧紙事件」）

しかし、最近の判例で「子供用の椅子」に著作権が認められた

（知財高判 平27.4.14「TRIPP TRAPP事件」）



著作物と認められなかった【ニーチェア】
<http://www.rakuten.co.jp/malsyo/> より

- プロダクトデザインに著作物性が認められるかどうかは、様々な議論がある。

家電や家具などの
 プロダクトデザイン
 （応用美術）は、
 著作物と認められるだろうか？

著作物と認めて、著作権による
 保護を与えることにすると、
 どのような
 メリット・デメリットが
 生じるだろうか？

裁判例：〔TRIPP TRAPP事件〕知財高判平
 成27年4月14日（平成26（ネ）10063号）

下記の椅子の著作物性が認められた。



- v) 建築の著作物…ある程度の芸術性が必要
 - ・一般住宅…建築の著作物（著10条1項5号）とはならない（大阪高判H16.9.29「グルニエダイン事件」）
 - ex)サグラダ・ファミリア教会（スペイン・ガウディ作）

- vi) 地図または学術的な性質を有する図面、図表、模型、その他の図形の著作物
 - ・イラストのような地図や観光用の鳥瞰図の地図は、美術の著作物にも該当し得る。
 - ・該当しない場合…単なる手書の案内地図、ドローンで撮像した鳥瞰画像

- vii) 映画の著作物…劇場用映画、これ以外のもの
 - ・三要件（本来的意味における映画以外のものが「映画の著作権」に該当する要件）
 - ①映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現
 - ex)映画、テレビゲーム、家庭用ビデオで撮影した運動会の映像
 - ②物に固定 「生放送」
 - ③著作物であること
 - ex)監視カメラの撮像画像
 - ・物への固定が要件⇒生放送で、放送局が録画していない場合
 - 映画の著作物とはならない（固定要件不備のため）

viii) 写真の著作物

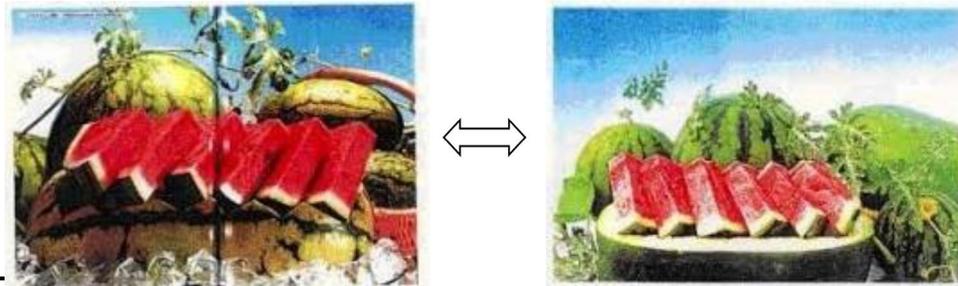
ex) 妻が夫を撮影したスナップ写真も含まれる

(東京地判平18.12.21「東京アウトサイダーズ事件」) (⇒高い創作性は要求されていない)

ex) 写真の類似性 (著作権侵害) が争われた判例

(東京高裁「みずみずしいスイカ写真事件」) (⇒高い創作性は要求されていない)

ex) グラビアも写真の著作物に含まれる。



ix) プログラムの著作物

- プログラムとは、電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるよう、これに対する指令を組合わせたものとして表現した著作物
- プログラム言語、規約、解法 (アルゴリズム) は含まれない
- ゲームソフト…その連続する活動的な映像の面を捉えれば「映画の著作物」
- プログラムの面を捉えれば「プログラムの著作物」

i) 二次的著作物（第2条第1項第11号）

- ・二次的著作物とは、原著作物（原作）を改変して新たな創作的要素を加えて、表現形式を変更した著作物

ex) 翻訳 フランス語→日本語

ex) 編曲 クラシック調音楽→ロック調音楽

ex) 変形 絵画→彫刻、写真→絵画

ex) 翻案 脚色；小説→演劇の台本／映画化；小説→映画，漫画→映画
長い文章を短い文章に要約／プログラムのバージョンアップ

- ・原著作物から新たに付与された創作的部分のみについて生じる（最判平9.7.17「ポパイ・ネクタイ事件」）
- ・翻案については新たな創作性が必要（最判平13.6.28「江差追分事件」）
- ・原著作物との関係…原著作者の許諾
- ・判断基準…既存の著作物に依拠して創作されたか否か。

ii) 編集著作物（第12条）

（1項）百科事典、新聞、雑誌、文学全集、判例集など。

素材は、著作物でなくてもよい（職業別電話帳など）

- ・タウンページの職業分類体系も著作物性あり（東京地判平12.3.17「タウンページ事件」）

（2項）百科事典の複製には、百科事典の編集者の著作権が働くほか、個々の項目の執筆者の著作権も働く。

iii) データベースの著作物 (第12条の2)

- ・ データベース…論文、数値、図形のその他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの
- ・ 目に見える形で素材の配列が問題とならないため、上記の編集著作物のカテゴリーとは別のものとされている。

iv) 保護対象とならない著作物 (第13条)

- ・ 公益的見地から著作権が否定されるもの。
- ・ 著作権のみならず著作者人格権も否定される (憲法、法令)。

(1号) 条約も含まれる、外国の法令も含まれる。

法律草案・廃止された法令も含まれる。

例外) 個人的に作成した改正法試案

(2号) 例外) 国の機関が作成した環境白書

(商品的価値を有するため)

(3号) 例外) 判決文中の鑑定人に意見書

(4号) 例外) 民間で作成した判例集

v) 共同著作物 (第2条第1項第12号)

- ・ 共同著作物とは、二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの。

ex) 建築の設計、ジャムセッション

- ・ 「分離できる」著作物→結合著作物

ex) 歌詞と楽曲、座談会での発言

i) 公表権 (第18条)

- i) 著作者は、未公表の著作物を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。
著作物の公表の有無、公表時期、公表方法について決定できる。
- ii) 著作権を譲り受けた者の公表
譲渡での特記事項 (特記がない場合は同意したものと推定)
- iii) 二次的著作物の公表 → 効果が及ぶ
二次的著作物 + 原作品の同意が必要

ii) 氏名表示権 (第19条)

- i) 著作者は、著作物の公表に際して、氏名の表示の有無又は表示が実名か変名 (ペンネーム等) かを決定できる (第19条(1))。
- ii) 著作者の意思表示がない場合…著作者名を表示 (第19条(2))。
- iii) 著作者表示の省略…著作者の人格を損なわず、現実的な範囲 (第19条(3))。

iii) 同一性保持権 (第20条)

- i) 著作者は、著作物及びその題号 (タイトル) の同一性を保持する権利を有し、意に反してこれを変更、切除その他の改変を受けないものとする (第20条(1))。
- ii) 著作者自らが付した題号に限定
世間での通称・略称
- iii) 著作物自体の破棄・焼却する行為
- iv) 及ばない行為 (第20条(2)各号)
 - ・ 教訓書や教育番組に使用する場合の用語等の変更をやむを得ないもの
 - ・ 建築物の増改築や修繕、模様替え
 - ・ プログラム著作物の必要範囲の改変

①複製権

- i) 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する（第21条）。
 - ・「著作物」…第2条(1)①、第10条～第13条
 - ・「複製」…印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること（第2条(1)⑮）。
 - ・「専有」…独占排他的に所有すること（占有との差）
- ii) 「有形的に再生」
 - ・脚本等の演劇用の著作物→第2条(1)⑮イ.
 - ・建築の著作物→第2条(1)⑮ロ.
 - ・再製とは、機械のコピー、手書きのコピーを含み、実質的に同一物を複製すること、複製の数量に限定されない。

②上演及び演奏権

- ・著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下、「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する（第22条）。
「公衆」…不特定多数の者に加え、特定且つ多数の者を含む（第2条(5)）
「目的として」…個人的目的、準備目的は含まない。

③上映権

- ・ 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する（第22条の2）

「上映」…映画の著作物の上映、写真・美術・言語等の著作物をスクリーンやディスプレイに映し出すことも含む。

④公衆送信権

- ・ 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む）を行う権利を専有する（第23条）。

「公衆送信」…放送、有線放送、自動公衆送信を含む概念。

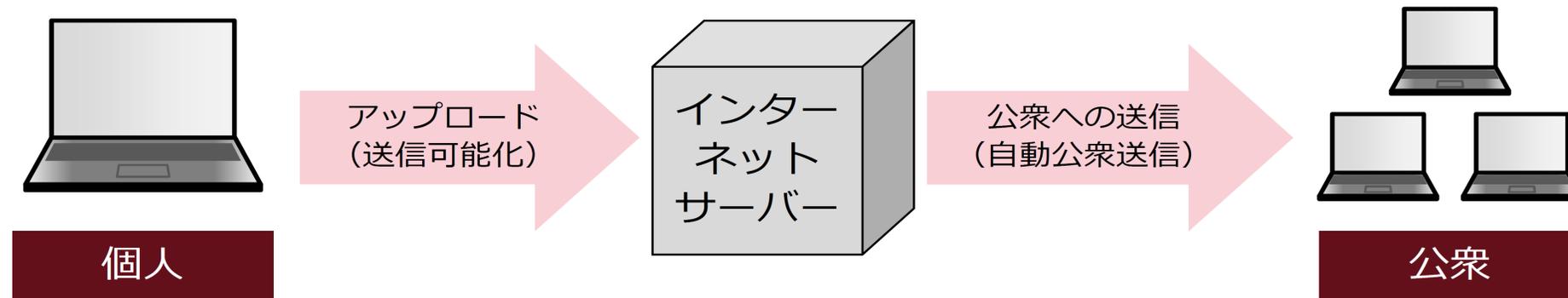
「自動公衆送信」…有線・無線に拘わらずインターネット等のように公衆からの求め（例えば、ネットユーザによるクリック）に応じて自動的に且つ個別的に著作物が送信

「送信可能化」…送信前の予備・準備段階を含む

- ・ 会社等の組織内LAN（クローズド・ネットワーク）は、公衆送信でない。ただし、コンピュータソフトウェア等の「プログラム著作物」について、会社内LANにおける「送信可能化権」及び「公衆送信権」の侵害を認める判決。

公衆送信権

- 公衆送信権とは、著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利であり、具体的には、①テレビ、ラジオなどの「放送」や「有線放送」、②インターネットなどを通じた「自動公衆送信」などを対象とする。
- なお、公衆送信権は、サーバー等の「送信」だけでなく、その前段階行為である、サーバー等へのアップロード行為などにも及び、これを「送信可能化権」という。
- すなわち、他人に無断で著作物をインターネット送信されたりホームページ掲載されたりしない権利といえる。



出典：デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究
(平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究)

⑤口述権

- ・ 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する（第24条）。
- 「口述」…小説の朗読、演説、講義等の行為、及びこれらの行為の内容を録音した媒体を再生すること

⑥展示権

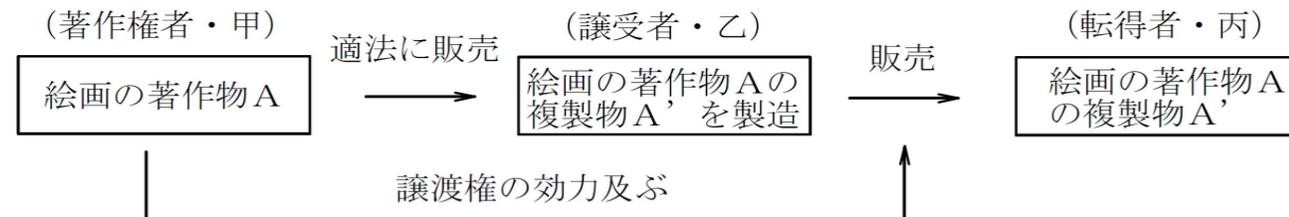
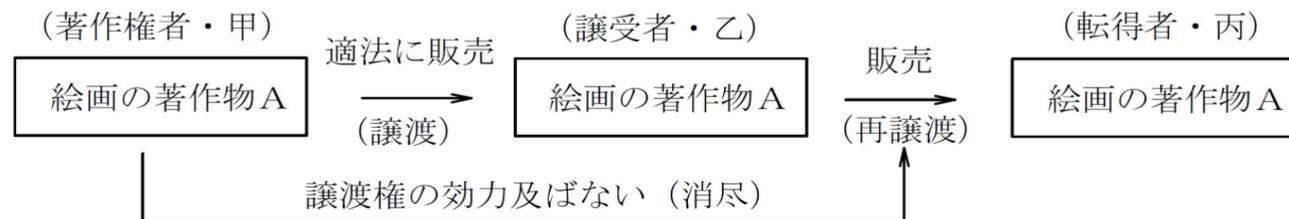
- ・ 著作者は、その美術の著作物又は発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する（第25条）。
- 「原作品」…美術の著作物、発行されていない写真に限定される。
 - 複製された美術の著作物→第21条
 - 発行された写真の原作品→展示権は認められない。

⑦頒布権

- ・ 著作者は、その映画の著作物を複製物により頒布する権利を専有する（第26条）
- ・ 映画の著作物のみ認められる権利。
- ・ 「頒布」…有償・無償を問わず、複製物を公衆に提示することを目的として譲渡又は貸与（第2条(1)⑰）。
- ・ 「公衆」…第2条(5)

⑧譲渡権

- ・ 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く）をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する（第26条の2）
- ・ その譲渡された物に限定
- ・ 強行規定（権利消尽の規定）



⑨貸与権

- ・ 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く）を複製物（映画の著作物を除く）の貸与により公衆に提供する権利を専有する（第26条の3）
- 「公衆に提供」…有料・無料の提供含む
 但し、「非営利且つ無料の貸与」→第38条(4)

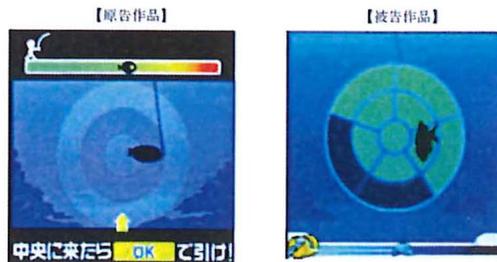
⑩ 翻訳権・翻案権等

翻案権

- 翻案権とは、著作物に翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などにより創作性のある修正、変更、増減等を加えて、もとの著作物の表現の本質的な特徴を維持しつつ、新たな著作物を生み出す行為に関する権利。
- すなわち、他人に無断で二次的著作物を創作されない権利といえる。
- 翻案権が及ぶかどうか、実際の判断は難しい。

裁判例：〔魚釣りゲーム事件〕知財高判平成24年8月8日（平成24年（ネ）10027号）

ゲーム画面（魚の引き寄せ画面）に翻案権が及ぶかどうか問題となった。



出典：裁判所ウェブサイト（原審である東京地判平成24年2月23日（平成21年（ワ）34012号）より）

裁判例：〔プロ野球ドリームナイン事件〕知財高判平成27年6月24日（平成26年（ネ）10004号）

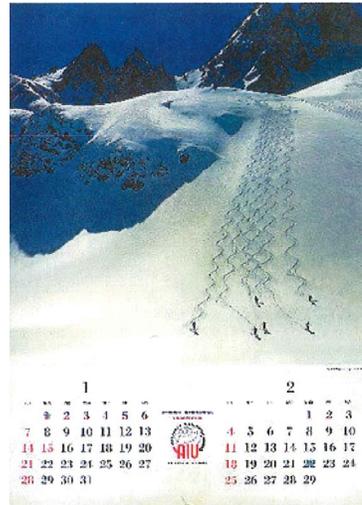
ソーシャルゲーム内のカードに翻案権が及ぶかどうか問題となった。



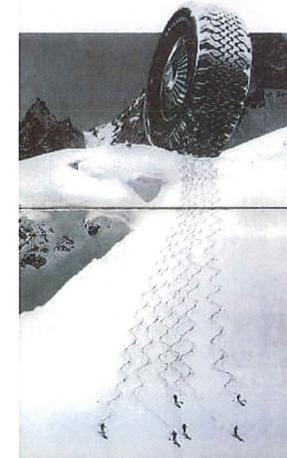
出典：裁判所ウェブサイト

- ・ 著作者は、著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案する権利を専有する（第27条）。

「翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案」…二次的著作物の創作



白川義員氏の写真が使用されたAIUのカレンダー



マッド・アマノ氏の作品

出典：「パロディ、二重の声【日本の一九七〇年代前後左右】図録

⑪二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

- ・ 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同様の権利を専有する（第28条）。
「この款に規定する権利」…第21条～第27条の支分権